

阿賀野市条例第 2 8 号

阿賀野市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市病院事業の設置等に関する条例（平成 2 2 年阿賀野市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 8 2 条の規定に基づき」の次に「、病院を設置し」を加え、「提供し、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 9 4 条第 1 項の規定に基づき」を「提供するとともに、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 2 9 項の規定に基づく介護医療院を設置し」に改め、「基づいて」の次に「、療養上の管理」を加え、「行い、並びに地域住民の健康増進及び保持管理のため」を「行うことを目的に」に改め、同条第 2 項の表あがの市民病院介護老人保健施設 五頭の里の項を削る。

第 2 条第 2 項第 3 号を削り、同条第 4 項中「次のとおり」を「介護医療院の運営等」に改め、同項各号を削る。

第 9 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 1 5 条第 1 項中「食事療養に要する費用の額の算定に関する基準」を「食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設及び」を削る。

別表中

「

6 介護老人保健施設利用料

種別		単位	金額	備考
①	日用品	1 日につき	1 0 0 円	石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、タオル、おしぼり等
②	教養娯楽費	1 日につき	1 0 0 円	レクリエーションや行事等の材料費（折紙、風船、プレゼント、景品等）、園芸・手芸等の材料費（塗り絵、色紙、球根、野菜苗等）、ビデオ、新聞、雑誌等
③	従来型個室 居住	1 人 1 日につき	1, 7 0 0 円	

費 基 準 費 用 額	多床室		4 3 0 円	
④ 特 別 室 料	特別室個室料A	1 人 1 日 に つ き	4 8 0 円	
	特別室個室料B		1 7 0 円	
	2 人 室 特 別 室 料 A		8 1 0 円	
	2 人 室 特 別 室 料 B		5 6 0 円	
⑤	食費	1 日 に つ き	1, 6 8 0 円	1 食 5 6 0 円
⑥	濃厚流動食	1 パック	2 0 0 円	薬価収載されていないもの
⑦	診断書	1 件 に つ き	(簡単なもの) 2, 2 0 0 円 (複雑なもの) 3, 3 0 0 円	
⑧	インフルエンザ予防接種料	1 件 に つ き	実費	

(注)

- 1 ④⑦は、消費税は内税とする。
- 2 ①②③⑤⑥は、消費税対象外であること。
- 3 ⑧は、消費税は外税とする。

」

を削り、「7 歯科料金」を「6 歯科料金」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。